

# 令和6年度 首里東高校 修学旅行への参加条件



県立首里東高等学校  
修学旅行委員会

- ① 保護者の承諾を得た生徒。
- ② 校納金を納めている生徒。
- ③ 過年度の単位保留科目の合計が3科目未満

**※過年度の単位保留科目がある生徒は第2回追試までに「合格」して単位を取得してください。**

- ④ 第2学年、4月15日(月)～11月15日(金)の期間中で以下の条件を満たしている生徒

- ・無届欠席が 5日以下、全欠席が 15日以下
- ・無届欠課が 5時間以下
- ・遅刻(朝のSHR)が 10回以下
- ・教科の遅刻が 5回以下



- ⑤ 体調の自己管理ができる生徒

持病などにより、通院等がある場合は、養護教諭や保護者、かかりつけ医などと安全面について確認・相談すること。

- ⑥ 身なりも含めルールやマナーを守れる生徒

- ・④の期間中に懲戒指導(訓告も含む)にかかっていない生徒

【訓告】～生徒指導細則～

- ①特別指導(指導期限超過)
- ②賭博行為(金品の授受があるもの)

**※11月16日以降に上記の条件を満たせなくなった場合も、参加不可となる場合があります。その際のキャンセル料も自己負担となりますので十分注意してください。**



修学旅行  
ルールやマナーを  
しっかり守って楽しもう！！

修学旅行申込み後、取り消し(キャンセル)は、理由の如何に関わらず、キャンセル料が発生します。また、社会情勢や感染状況などにより生徒の安全が確保できないと判断した場合、学校判断で中止とする場合もあります。その場合でもキャンセル料が発生しますので、修学旅行参加を申し込む際には、その旨をご理解の上、申込の検討をお願いします。